平成２３年（フ）第４５６３号
東京都台東区松が谷３丁目３―26
債務者　古平　佳功
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高木　裕康
4　破産債権の届出期間　平成23年５月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月21日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４７１号
さいたま市中央区本町東７丁目８番３―406号
債務者　猪越　教夫
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾崎　　康
4　破産債権の届出期間　平成23年５月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月19日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６０号
千葉県銚子市愛宕町3109番地　グリーンヒルズＤ棟
債務者　浅野　一弘
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井原　真吾
4　破産債権の届出期間　平成23年５月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月７日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第２２４号
千葉県松戸市古ケ崎３丁目3378番地
債務者　新八柱台病院こと　堤　　仁
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秦　　英準
4　破産債権の届出期間　平成23年５月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月11日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５３号
神奈川県横須賀市若宮台33番７号
債務者　吉良　泰明
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　　尚
4　破産債権の届出期間　平成23年５月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月13日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第８９０号
山梨県山梨市小原東1289―１　ウエストサイドＢ101、住民票上の住所静岡県焼津市小屋敷600番地の１
債務者　鈴木　　淳
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　敬弘
4　破産債権の届出期間　平成23年５月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月13日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４６２７号
千葉県千葉市稲毛区作草部町1293―３―404
債務者　小玉　照夫
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　由美
4　破産債権の届出期間　平成23年５月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月14日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４５７８号
神奈川県海老名市中新田１丁目14―Ａ―606
債務者　星　　三郎
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅宮　毅雄
4　破産債権の届出期間　平成23年５月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年８月18日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４５７９号
神奈川県海老名市中新田１丁目14―Ａ―606
債務者　星　　玲子
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅宮　毅雄
4　破産債権の届出期間　平成23年５月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年８月18日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８７号
新潟市西区五十嵐西１番28号
債務者　猪爪　直樹
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野口　祐郁
4　破産債権の届出期間　平成23年５月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月８日午前10時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２１７号
広島市安芸区矢野西５丁目１番29―403号
債務者　新田　良夫
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小田　誠裕
4　破産債権の届出期間　平成23年５月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月20日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第８号
秋田県横手市平鹿町上吉田字五十田60番地９
債務者　武内　　司
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第１０号
秋田県横手市雄物川町今宿字下谷地８番地
債務者　三浦智恵美
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第１２０号
函館市陣川町29番地９
債務者　大畑　英子
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
函館地方裁判所